

相馬市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 相馬市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年 (27年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	28.5	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(相馬処理区)		
処 理 場 数	1箇所(相馬市下水処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道計画区域の最適化を現在の地理的・社会的条件に合わせて検討中です。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5㎡まで：648円 超過使用料 5㎡を超え 10㎡まで：1㎡につき140.4円 11㎡を超え20㎡まで：1㎡につき145.8円 21㎡を超え 30㎡まで：1㎡につき151.2円 31㎡を超え50㎡まで：1㎡につき156.6円 51㎡を超え100㎡まで：1㎡につき162.0円 100㎡を超えるもの：1㎡につき167.4円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 50㎡まで：1,296円 超過使用料 50㎡を超えるもの：1㎡につき135円		
その他の使用料体系の 概要・考え方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,808円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,996円
	平成26年度 2,808円		平成26年度 2,927円
	平成25年度 2,808円		平成25年度 2,859円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	課長1名、課長補佐1名(維持係長兼務)、業務係3名、建設係2名、維持係2名の合計9名です。
事業運営組織	平成16年に、農林水産課から農業集落排水事業、生活環境課から浄化槽事業を移管し、各職員が兼務で業務にあたっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	市所有のポンプ場、排水設備、及び水処理施設について、一括して維持管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では利活用の予定はないが、条件が整えば活用を検討します。
	ウ PPP・PFI	現時点では利活用の予定はないが、条件が整えば活用を検討します。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現時点では利活用の予定はないが、条件が整えば活用を検討します。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現時点では利活用の予定はないが、条件が整えば活用を検討します。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができます。</p>

2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

○適切で計画的な事業執行
これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や今後増加する更新費・維持管理費を考えると厳しい経営状況にあります。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討します。

○効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により効率的な民間活用について検討します。

○収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、補助金や公債といった資金を的確に調達します。

○水洗化の促進
公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度を活用し下水道未接続者への周知に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
補助事業に関しては平成32年度完了を目標年度にしています。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
補助事業として相馬市下水道処理場を平成32年度完成で計画しています。他に単独事業として枝線工事、公共ます設置工事等を申請により実施します。

○防災・安全対策に関する事項
小泉川ポンプ場長寿命化改築工事を平成32年度完成で計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成32年度までで計画しています。また、一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料収納と資本平準化債の発行を計画します。

○使用料収入の見直しに関する事項
人口減少により今後の使用料収入増は困難ですが、汚泥処理費の削減や水洗化の促進を図ります。また、公営企業法の適用により財政状況の分析を進め使用料の改定を検討します。

○企業債に関する事項
建設改良費については下水道事業債と資本費平準化債の起債額を勘案し、発行可能額以内で計画しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
下水道事業の包括的民間委託等の状況を踏まえ検討してまいりますが、現状では経費削減につながるかは不透明なため、現在の委託費用を基準に算定しました。

○職員給与費に関する事項
これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、平成29年度以降は予算ベースで算定しました。

○動力・薬品・修繕費に関する事項
処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合がかならずしも一致しないことから、平成29年度以後は予算ベースで算定しました。

○委託費に関する事項
人件費の影響を受ける委託業務については、今後の推移が予測できないことから平成29年度以降は予算ベースで算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の見直しについて、費用対効果を考慮し進めます。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設・設備の長寿命化、及び投資の平準化を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	下水処理施設の汚泥減量化について検討を進めます。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計への移行により財政状況を明確にし、使用料改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	汚泥や遊休地等を活用した再生可能エネルギーの開発を検討します。
その他の取組	施設の更新にあたっては、国の補助事業等を活用した適切な財源確保を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、費用対効果を考慮しながら慎重に検討します。
職員給与費に関する事項	現在は9名の職員がいますが、業務の重要性や内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	再生可能エネルギー等を利用した経費削減について検討します。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費削減に取り組んでおりますが、包括的民間委託等により削減可能か検討します。
修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕を実施します。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、また、最低でも5年ごとに見直しを行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行います。
---------------------	------------------------------------------------------------------------